

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	品川区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	63-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm

執行機関名 品川区長

母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	品川区女性福祉資金貸付条例(昭和50年品川区条例第26号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	43	
③番号法別表第2の項	63	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年品川区条例第59号)別表第1 第2の項 品川区女性福祉資金貸付条例(昭和50年品川区条例第26号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	品川区女性福祉資金貸付条例(昭和50年品川区条例第26号)第1条、第3条第1号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>母子家庭等及び寡婦</u>の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の<u>福祉</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、品川区内に住所を有する<u>女性</u>に対し女性福祉資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もつて女性の<u>福祉の増進</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 資金の貸付けを受けることができる女性(以下単に「女性」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>配偶者のない女子</u>で、引き続き6月以上東京都の区域内に住所を有し、かつ現に品川区内に住所を有している25歳以上のもの。ただし、直系の親族または兄弟姉妹を扶養していない者で、その収入が規則で定める収入基準を超えるものを除く。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>品川区女性福祉資金貸付条例 品川区女性福祉資金貸付条例施行規則</p>